

令和5年度 安全報告書

松山城山ロープウェイ・リフト

松山市産業経済部観光・国際交流課

松山城総合事務所

安全報告書の公表にあたって

皆様には、日頃より松山城山ロープウェイ・リフトをご利用いただき、誠にありがとうございます。

本市では、乗客の「安全の確保」を最優先事項とし、法令遵守のもと安全輸送に努めています。

なお、本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全面の現状についてお知らせし、皆様からの声を今後の輸送の安全に役立てるため公表するものであります。

松山市長 野 志 克 仁

松山城山ロープウェイ・リフト施設概要

ロープウェイ

| | |
|---------|-----------|
| 方 式 | 三線交走式普通索道 |
| 延長（斜長） | 327.32m |
| 高 低 差 | 62.36m |
| 最 急 勾 配 | 22° 33′ |
| 運 転 速 度 | 3.6m/s |
| 所 要 時 間 | 2分30秒 |
| 支 柱 | 3基 |
| 開 業 | 昭和30年8月7日 |
| 搬 器 | 2器 |
| 定 員 | 47名 |

リフト

| | |
|---------|-------------|
| 方 式 | 単線固定循環式特殊索道 |
| 延長（斜長） | 348.13m |
| 高 低 差 | 61.02m |
| 運 転 速 度 | 1.0m/s |
| 所 要 時 間 | 5分40秒 |
| 支 柱 | 9基 |
| 開 業 | 昭和41年7月13日 |
| 搬 器 | 87器 |
| 定 員 | 1名 |

1. 基本方針

本市では、「安全に係る行動規範」を下記の通り掲げ、関係者全員に周知・徹底を図り、「安全輸送の確保・絶対無事故」に取り組めます。

「安全に係る行動規範」

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）を理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

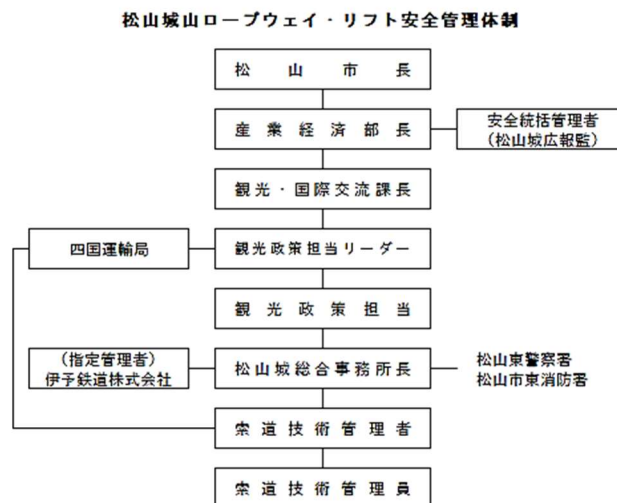
2. 安全管理

(1) 令和5年度 安全目標

より安全で快適な城山索道を確立しよう

(2) 安全管理体制

松山城山ロープウェイ・リフトでは、索道事業における安全確保に関する管理体制を構築し、役割及び権限を明確にしています。



(3) 安全管理方法(安全目標の達成に向けて)

① 法令・規程の遵守

- ・常に法令・規程を遵守して行動できるよう徹底を図っています。
- ・索道の運転係員は、業務開始前にアルコールチェッカーによる検査を確実に実施しています。

② 情報伝達、安全意識の共有化

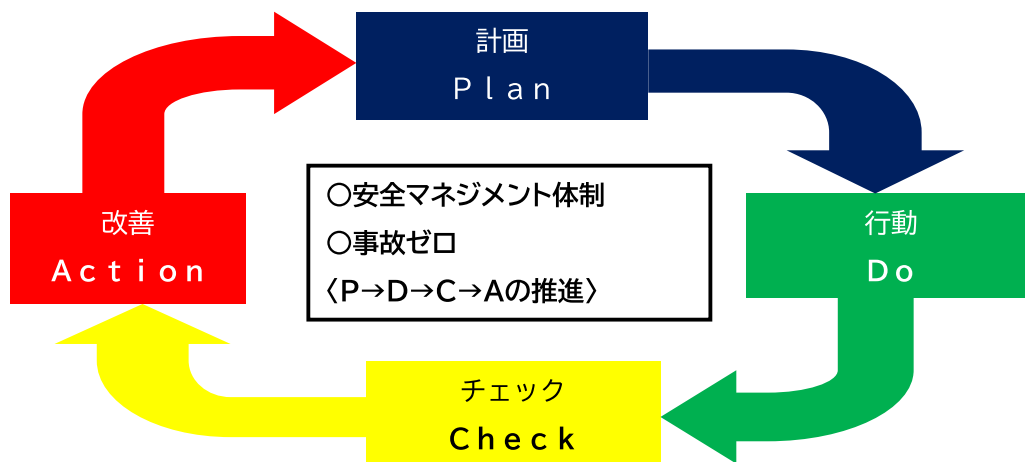
- ・各部門で発生する問題点を協議し情報共有する会議を開催しています。
- ・安全統括管理者以下全従業員の意思疎通を図り、現業部門の問題意識や管理部門の安全思想を共有する体制を構築しています。

③ 「事故の芽」報告と事故分析および対策

- ・現場での事故の発生を未然に防ぐ取り組みとして「ヒヤリ・ハット」報告を有効活用し、フィードバックすることによって危険因子の排除をおこなっています。
- ・運転事故の原因究明および防止措置に関する事項を総合的に調査審議する会議を年1回実施し、各種情報や動向、事故事例（他部門/他社）等を幅広く収集して輸送の安全確保に役立てます。

④ 運輸安全マネジメント・PDCAサイクル

計画(Plan)・行動(Do)・チェック(Check)・改善(Action)のサイクルで安全性の向上を図ります。



3. 令和4年度の事故等の発生状況

(1) 索道運転事故

ロープウェイ 発生しておりません
リフト 発生しておりません

(2) インシデント(事故の兆候)

発生しておりません

(3) 行政指導等

四国運輸局の行政指導はありません。

4. 輸送の安全確保のための取り組み(令和4年度)

(1) 運行の管理及び索道施設の保守の管理について

日々の点呼を強化すると共に、安全統括管理者と施設責任者の定期的な施設巡視を通じ、運行管理・施設保守に関する管理を行っています。



安全統括管理者(左)による設備巡視

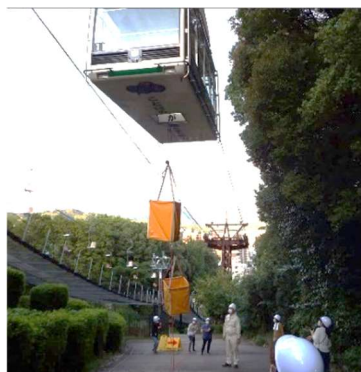
(2) 運転、点検、検査及び整備について

お客様に安心してご利用いただくため、整備細則(規程)に基づき、日常点検をはじめ各種点検・検査を実施し安全確保に努めています。また、毎年6月にはロープウェイ・リフトのメーカーによる年次検査「ロープウェイ・リフト機械設備電気設備定期検査」を実施しています。

(3) 教育・訓練

規程類を整備し、厳正な運行管理と事故発生時の対応及び搬器の点検項目を明確化しています。

ロープウェイでは異常時を想定した停止訓練や緊急降下用具を使用した搬器からの救助訓練を、リフトでは「はしご」を使用した救助訓練を毎月実施しているほか、安全に関する講習を定期的に行い、実務に即した教育訓練や改善など専門的資質の向上を図っています。



ロープウェイの救助訓練



リフトの救助訓練

(4) 自然災害対策

索道運転係員は安全運行のため、地震や雨・風・雷などの気象情報を常に確認しています。

① 地震対策

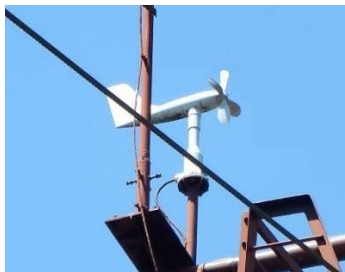
気象庁の発表する緊急地震速報を活用した緊急地震速報受信装置を索道運転室に設置しています。速報を受信した場合、速やかに安全確保のための措置を取れるようにしています。



緊急地震速報受信装置

② 強風対策

ロープウェイ鉄塔に2か所風向風速計を、リフトの支柱に1か所風速計を設置しています。規定値以上の風速を観測した場合は、減速・停止等の措置をとっています。



ロープウェイ支柱に設置した風速計

(5) テロ対策

山麓、山頂の駅舎各所に監視カメラを設置しており、不審者や不審物などの監視体制を整えています。



運転室内の監視カメラモニター(保安上の理由で画像を一部加工しています)

(6) 安全性の向上に向けた取り組み

安全性向上のために行った主な設備投資は次のとおりです。

- ・リフト山頂のりば単輪支柱追加設置工事(乗車時の搬器沈み込み防止)
- ・リフト搬器更新工事(23器・ハンガーと椅子)
- ・ロープウェイ曳索・平衡索の更新工事(定期的に行うもの)
- ・ロープウェイ沿線の支障樹木の伐採撤去工事
- ・索道メーカーによる電気および機械設備の定期点検

5. ロープウェイ・リフトご利用の皆さまにお願い

ロープウェイ・リフトご利用の際にご注意いただきたいことは次のとおりです。安全なご利用のためご理解をお願いします。

(1) ロープウェイ

- ① 非常の場合は係員の指示に従ってください。
- ② 乗車中は禁煙です。

- ③ 次のものは車内に持ち込まないでください。
- ア. 火炎・発揮油・その他発火引火しやすいもの。
 - イ. 乗客に迷惑をかける恐れのあるもの。

(2) リフト

- ① 乗り降りが不安な方は係員にお知らせください。
- ② リフト1台の定員は1名です。
- ③ 小学生未満のお子さまはご利用いただけません。
- ④ 椅子に深く腰をかけ、棒をしっかり持ってください。
- ⑤ 大変危険なので次のことを行わないでください。
 - ・椅子を揺らす
 - ・椅子から飛び降りる
 - ・ぶら下がったり立ち上がったりの危険な行為
- ⑥ 泥酔した状態での利用は危険なのでおやめください。
- ⑦ 利用中は禁煙です。
- ⑧ 安全確保等のため減速や緊急停止する場合がありますのでご注意ください。
- ⑨ 非常の場合は係員の指示に従ってください。

6. 安全報告書へのご意見に関する連絡先

安全報告書のご感想、安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7-2

松山市産業経済部 観光・国際交流課

電話 089-948-6557

kanko@city.matsuyama.ehime.jp